

# 市立富良野図書館設置条例施行規則

平成 19 年 3 月 28 日  
教育委員会規則第 9 号

## (目的)

第 1 条 この規則は、市立富良野図書館設置条例（平成 19 年条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (館内利用)

第 2 条 図書は、公開書架によって自由に検索することができる。

2 閲覧済みの図書は、元の書架に返さなければならない。

3 閲覧者は、所定の学習機で閲覧するものとし、音読、談笑、喫煙又はその他、他人に迷惑をおよぼすような行為をしてはならない。

## (館外利用者の範囲)

第 3 条 図書の貸出しを受ける者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に住所を有しないが、市内に所在する学校に通学又は事業所に勤務する者

(3) 市の近隣に住所を有する者で、図書貸出し期間内に返却が可能と認められる者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者は貸出しを受けることができる。

## (図書の利用者カード)

第 4 条 図書の貸出しを受けようとする者は、身分証明書等本人であることを確認できるものを提示し、図書館外貸出申込書（別記第 1 号様式）を提出し、利用者カード（別記第 2 号様式）の交付を受けなければならない。ただし、館長が特に認めた者についてはこの限りでない。

2 利用者カードを紛失又は窃取されたときは、直ちに届け出て再交付を請求しなければならない。

3 利用者カードの交付を受けた者が氏名又は住所を変更したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

## (貸出し冊数と貸出し期間)

第 5 条 貸出し図書は、原則として 1 人 10 冊以内とする。ただし、委員会が貴重図書と認めるもの及び辞書類は、貸出しを許可しない。

2 図書の貸出し期間は、15 日以内とし、返却期日が休館日にあたるときは、その翌日を返却日とする。

3 貸出し期間満了後、同一図書をさらに継続して貸出しを受けようとするときは、一旦返却の上、再度貸出しの手続をするものとする。ただし、その図書について、すでに優先申込みがあった場合は、これを認めないことができる。

## (寄贈図書)

第 6 条 図書の寄贈を受けたときは、寄贈図書台帳（別記第 3 号様式）に記載する。

## (施設の使用)

第 7 条 条例第 7 条第 1 項の規定により図書館の施設を使用する者は、使用申請書（別記第 4 号様式）を提出し、あらかじめ委員会の許可を得なければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、申請者に市立富良野図書館使用許可書を（別記第5号様式。（以下「使用許可書」という。））を交付するものとする。

第8条 前条の規定により図書館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、前条の規定を準用する。

（許可の取消し等）

第9条 委員会は、条例第7条第1項の規程により許可した事項を変更し、又は許可を取消し、若しくは使用の中止を命ずるときは、市立富良野図書館使用許可変更及び取消（使用中止）通知書（別記第7号様式）により使用者に通知する者とする。ただし、やむを得ない場合は、口頭により通知することができる。

（使用料等）

第10条 条例第8条の2の規定による使用料等は、第7条第2項に規定する使用許可書を交付するときに委員会が指定する日までに納付しなければならない。ただし、委員会が特別な理由があると認めたときは、後納させることができる。

（使用料等の減免）

第11条 条例第8条の3の規定による減額又は免除の基準は、次のとおりとする。

（1）市、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定により市が設置する委員会及び委員、又は市議会、並びに、市が組織する広域連合及び一部事務組合が、行政目的で図書館を使用するときは免除する。

（2）委員会が認めた読書団体、文芸及び美術に関する団体等が使用するときは免除する。

（3）社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体及び市内の幼稚園、小中学校、高等学校が団体本来の目的で図書館を使用するときは基本使用料を5割減額。ただし、暖房料は減額しない。

（4）市の区域内に所在する公共的団体等が、公益的な目的で図書館を使用するときは基本使用料を5割減額する。ただし、暖房料は減額しない。

2 条例第8条の3の規定による減免を受けようとする者は、市立富良野図書館使用料減免申請書（別記第8号様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、前項第1号又は第2号に該当するときは、この限りでない。

3 委員会は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、市立富良野図書館使用料等減免決定通知書（別記第9号様式）により使用者に通知するものとする。

（使用料等の還付）

第12条 条例第8条の4ただし書の規定による使用料等の還付は、次に掲げるところによる。

（1）使用者の責に帰すことのできない理由により使用不能となったときは、全額還付するものとする。

（2）使用日の3日前までに取消届が提出され、委員会が特別の理由があると認めたときは、全額還付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第13条 図書館の利用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内に危険物又は動物（盲導犬及び介助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外での喫煙又は火気は使用しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 施設又は備品の取扱いを適切に行うこと。
- (5) その他図書館の管理運営上不適切な行為をしないこと。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期間)

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の市立富良野図書館条例施行規則第17条の規定により、利用者カードの交付を受けた者は、改正後の市立富良野図書館設置条例施行規則第4条第1項の規定による利用者カードの交付を受けたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の市立富良野図書館条例施行規則第28条の規定により、使用申請の承認を受けた者は、改正後の市立富良野図書館設置条例施行規則第7条第1項の規定による許可を受けているものとみなす。

附 則（平成21年4月22日教委規則第3号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日教委規則第7号）

この規則は、平成24年12月26日から施行する。

附 則（平成28年3月28日教委規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月23日教委規則第9号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

第1号様式（規則第4条関係）

図書館外貸出申込書		
年 月 日		
※登録番号		
ふりがな 氏 名	備考	
住 所		
勤務先 又は 学校名		
学校 年 組		
生年月日		
電 話		
自宅 職場		

第2号様式  
（規則第4条関係）

表面





別記第4号様式（第7条第1項関係）

許可番号 市立富良野図書館使用許可申請書

年 月 日

申請者	会場使用責任者
住所	住所
団体名	団体名
氏名	氏名
電話	電話

使用目的					参集予定人数
種 別	会議・集会・展示・講演・講習会・研究会・その他				
使用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分～時 分				
入場料等徴収の有無	無・有 入場料等				円
営利行為の有無	無・有				
設備の変更の有無	無・有（ <input type="checkbox"/> 特別の設備の持込 <input type="checkbox"/> 既存設備の変更）				
使用料等の内訳				使用料等	円
月日	時間	室名	基本使 用料	暖房 料	領収書 金額 円 上記のとおり領収しました。 富良野市現金分任出納員
上記のとおり使用したいので申請します。 市立富良野図書館設置条例及び同条例施行規則の各規程を遵守します。 年 月 日 富良野市教育委員会教育長様					

別記第5号様式（第7条第2項関係）

許可番号 市立富良野図書館使用許可書

年 月 日

申請者

会場使用責任者

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

使用目的					参集予定人数
種 別	会議・集会・展示・講演・講習会・研究会・その他				
使用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分～時 分				
入場料等徴収の有無	無・有 入場料等				円
営利行為の有無	無・有				
設備の変更の有無	無・有（ <input type="checkbox"/> 特別の設備の持込 <input type="checkbox"/> 既存設備の変更）				
使用料等の内訳				使用料等	円
月日	時間	室名	基本使用料	暖房料	領収書 金 額 円 上記のとおり領収しました。 富良野市現金分任出納員
上記のとおり使用を許可します。 市立富良野図書館設置条例及び同条例施行規則の各規程を遵守すること。 年 月 日 富良野市教育委員会教育長					

別記第 6 号様式（第 8 条第 2 項関係）

市立富良野図書館使用取消届

1	室・施設名											
2	使用目的											
3	使 用 の 目 的	期日	年		月		日		( 曜日)			
		時間	時		分		～		時		分	
4	取消の理由											
5	許可番号		第 号			6	許可月日		年 月 日			
※ 7	既納の 使用料等		基本使用料	暖房料	計			摘要				
※ 8	還付金											
※ 9	科目	款	使用料及 び手数料	項	使用料	目	教育 使 用 料	節	社会教 育使 用 料	施行規則第 8 条 号該当		
<p>上記のとおり使用許可取消届けを提出します。なお、既納の使用料については、所定の還付をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">富良野市教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 _____ 氏 名 _____</p>												

※印の欄は記入しないでください。



別記第7号様式（第9条関係）

市立富良野図書館使用許可変更及び取消（使用中止）通知書

1	室・施設名											
2	使用目的											
3	使用の目的	期日	年 月 日（ 曜日）									
		時間	時 分 ～ 時 分									
4	許可番号	第 号			5	許可月日	年 月 日					
6	既納の使用料等	基本使用料	暖房料	計	摘要							
7	還付金											
8	科目	款	使用料及び手数料	項	使用料	目	教育使用料	節	社会教育使用料	施行規則第8条号該当		
<p>上記のとおり使用許可について、下記の理由により使用許可の変更又は取消（利用の中止）を決定しましたので、通知します。</p> <p>なお、この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、富良野市教育委員会教育長に対し審査請求をすることができます。</p> <p><input type="checkbox"/> 許可を受けた利用の目的に反しているため。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者が富良野市教育委員会教育長の指示した事項に反しているため。</p> <p><input type="checkbox"/> 許可申請者に偽りの記載をしているか、不正な手続きにより許可を受けたことが判明したため。</p> <p><input type="checkbox"/> 天災地変など避けることのできない理由により図書館を利用できないため。</p> <p><input type="checkbox"/> その他の理由（ ）</p>												
<p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">富良野市教育委員会教育長 様</p>												

別記第 8 号様式（第 11 条第 2 項関係）

市立富良野図書館使用料等減免申請書						
年      月      日						
富良野市教育委員会教育長 様						
申請者 住 所						
氏 名						
市立富良野図書館設置条理第 10 条及び同条施行規則第 11 条第 2 項の規定に基づき減免を申請します。						
使用目的	使用区分 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体					
	<input type="checkbox"/> 学 校					
<input type="checkbox"/> 公共的団等の公益的使用						
<input type="checkbox"/> その他						
使用期間	年      月      日（      曜日）      時      分から					
	年      月      日（      曜日）      時      分まで					
申請の理由 （具体的に）						
減免対象施設	サークル 1・サークル 2・多目的ホール・会議室 1・会議室 2・会議室 3・研修室					
使用施設 及び使用料等 内訳	時 間	室・施設名	使用料等	減免使用料等		
	: ~ :					
	: ~ :					
	: ~ :					
	使用料等の合計			円	円	
使用料等	減免 前の 使用 料等	円	減免額	円	減 免 後 の 使 用 料 等	円

別記第9号様式（第11条第3項関係）

市立富良野図書館使用料等減免決定通知書				
年 月 日				
申請者 住 所				
氏 名				
富良野市教育委員会教育長				
下記のとおり市立富良野図書館使用料等を減免・免除決定したので通知します。				
使用目的	使用区分 <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> 学 校 <input type="checkbox"/> 公共的団等の公益的使用 <input type="checkbox"/> その他			
使用期間	年	月	日（ 曜日）	時 分から
	年	月	日（ 曜日）	時 分まで
申請の理由 （具体的に）				
減免対象施設	サークル1・サークル2・多目的ホール・会議室1・会議室2・会議室3・研修室			
使用施設 及び使用料等 内訳	時 間	室・施設名	使用料等	減免使用料等
	: ~ :			
	: ~ :			
	: ~ :			
	使用料等の合計		円	円
使用料等	減免 前の 使用 料等	円	減免額	円
			円	減免 後の 使用 料等
				円
摘 要	月 日付け減免申請			
備 考				

